

平成25年5月26日 17時  
会場 エルシイ八王子

## 八王子市町会自治会連合会

### 平成25年度

# 第11回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案	平成24年度	事業報告
第2号議案	平成24年度	決算報告
第3号議案	平成24年度	監査報告
第4号議案	役員選出	
第5号議案	平成25年度	事業計画(案)
第6号議案	平成25年度	予算(案)

5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈

6. 閉会の辞

# 事 業 報 告

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

## I. 総括

### 《はじめに》

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は「向こう三軒両隣」を基本とした「助け合い」「共助」の組織を地区ごとに纏めている組織である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は563団体 157,700世帯(平成24年7月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は324団体 120,280世帯を擁し、八王子市の市内を代表する町会自治会の連合会となっている。

私たち活動の基本は、第一に各単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の毎月の定例会開催による地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことについている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動が中心となっているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからもすべての地区連合会で、毎月～隔月ごとに定例会が開催され、地域課題の解決に向けた努力が求められている。

又、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力するべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことも積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点、及び行政からの協力要請等については隨時話し合いの場を持ってきている。更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努力してきた。

そこで、具体的な事業報告になりますが、24年度の当初の事業計画になかった取り組みを次の1、2、で報告する。

### 1、「救急医療情報カード」の取組み

八王子消防署及び八王子市地域医療推進課からの呼びかけに、「八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会（略称＝八高連）」に加わり取り組むこととなった。

特に高齢者の増加から、高齢者世帯及び高齢者の一人暮らしの増加に伴い、救急医療が急増している。ところが、患者の医療情報が不明のため救急医療を迅速に処理できない状況が派生していることから、関係する医療機関・介護施設・消防署・行政が一堂に会し協議を進めた結果、事前に「救急医療情報カード」を作成し、高齢者を中心に市民に普及し利用を訴えることとなり、私たち町自連も全面的に協力することとなった。

更に、このカードは当面は高齢者中心だが、数年前から各種の「救急医療カード」が出来ておらず、各町会が個々に独自のカードを使用している現実があり、町会の一部では混乱をきたしている事実もあり、「統一カード」の必要性も出てきている。従って、「八高連」を中心に全市的・全市民対象の「統一カード」作成の取組みを進める必要性が出てきている。

## 2、「町会・自治会加入促進ハンドブック」の発行

「向こう三軒両隣」の基礎組織である町会・自治会会員の加入率が、減少傾向にあり歯止めがかからない現況を打破するための施策をどのように進めるかは、私たちにとっても大きな課題であった。

そこで、八王子市の協働推進課と対策を検討する中で、基本的な考え方となる「向こう三軒両隣」の助け合いの必要性、及び「町会・自治会の必要性」等を具体的に取上げて、未加入者に呼びかけを行うことの大切さを纏めて、各町会自治会が参考となる事例等も含めたものを作り上げることで協議が纏まり、市と協働で「町会・自治会加入促進ハンドブック」を発行することとなり、4月には各町会自治会に配布することができた。

## 3、組織の拡大強化について

### (1) 地区連合会の定例会の実施について

昨年度は、聞き取り調査を実施したことで地区連合会の実態が明らかになったが、課題解決への取り組みまでには至らなかった。しかし、引き続き話し合いを進め定例会の定着に向けた取組が求められている。

高齢化に伴い、解散する町会、町会を解散するわけにはいかないゆえ、連合会に関わることはできなくなった、等の話も寄せられており「高齢化」に対する支援策も喫緊の課題である。

### (2) 組織規模の適正化と拡大

地区連合会の統合・分割問題については、西部地区において話し合いが進められ3月末において千人町地区と西部第二地区が統合される一方で一部所属変更することで、話し合いが纏まり定期総会後再スタートすることとなった。

このことから、地区連合会規程第1条2項（5町会以上で2,000世帯以上）にそぐわない地区は、世帯数不足が中部地区・元横地区の2地区となり、町会数・世帯数共に不足するのは、中央部地区及び本町地区の2地区となった。

又、今年度新たに加わった町会・自治会は、東北部で1町会、横山北地区で7町会の8町会が加わり、23地区324町会となった。

### (3) 地区連合会活性化に向けた助成金の活用

#### ① 東京都「地域の底力再生事業助成」の活用

上限100万円の助成があり大いに活用して地区連合会の事業に役立てて欲しい。活用については加住地区連合会等の経験した連合会に学ぶことが重要と思われる。今までに活用した地区は元横・西部第一・西部第三・浅川・横山南・元八・恩方・川口・加住の9地区である。

他に単一町会でも上限20万円の助成があり45町会で活用されている。

#### ② 八王子市「町会等地区連合会交流事業助成」の活用

平成 20 年度に予算 100 万円でスタートしたこの制度も、今年は 140 万円の予算規模となり地区連合会活動の大きな支えとなっている。

#### (4) 町自連に未加入団体への加入促進

前項の「町会等地区連合会交流事業助成」制度は、町自連未加入の連合組織も行政に登録された連合組織は対象となるため、受付けることになっている。そこで、資料を送る中で加入の呼びかけを行っている。

しかし、町自連会則に適合する規模の連合会は 1 団体のみで、残りの 6 団体は 700 世帯～1700 世帯の小規模の連合会となっているので、地区連合会としての加盟は事実上難しく、既存の地区連合会に加盟して頂くことになる。

#### (5) 未加入町会の地区連合会加入の働きかけ

研修会等について、未加入町会にも参加の呼びかけを行ってきた。昨年から開始した「町会長研修会」では参加者 155 団体 190 名の内 15 団体 20 名が未加入町会からの参加であった。

2 月開催の「町自連研修会」では、入場者 727 名のうち 18 団体 22 名が未加入町会からの参加であった。

早速直後の定例役員会において参加した町会名簿を配布し、加入の呼びかけをするように地区連合会長に要請した。

### 4、広報活動について

#### (1) 広報紙「町自連だより」の紙面改善に業者と協働で推進

私たちの活動を広く会員に知って頂くために、平成 17 年度から広報紙「町自連だより」を年 2 回発行し、各戸配布することで全会員に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会・自治会・管理組合にも送付し情報の提供を行っている。

増大する費用の軽減策として業者と話し合いをしてきたが、費用の不足分を廣告で補うこと、又、家族で見られるように読者層を拡大するため生活関連の記事の挿入などの関係から、A4 版 8 頁でカラー印刷とし年間 4 回の発行とした。町自連の記事は 3～4 頁を確保し、新しい廣告主については町自連の同意を得ることで、基本的には業者の協力を得ることができた。

しかし、準備不足と景気の低迷、「町自連だより」の知名度等の関係から、飛び込みによるスポンサー探しに手間取り難航している。

「読みやすい紙面」「家族で見られる紙面」をベースに皆さんからの紹介等、協力を得てスポンサー探しを積極的に進めていく必要がある。

#### (2) ホームページ「町自連（ちょうじれん）」を通して双方向の情報交換に努める。

平成 18 年 11 月開設以来 6 年を経過し、トップ画面をはじめ検討することにしているが、財源の問題もあり具体的にはまだ手をつけていない。業者との話し合いも始めたばかりの状況でこれから具体的に検討することになる。

#### (3) 身近な地域情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの充実

ホームページ「町自連」をスタートさせた後、「地区連合会のホームページ」を立上げて地区連合会活動を支援することとなり、横山北地区連合会のホームページをモデルに、情報の提供を受けて更新する方法で拡大することになった。

そこで、東南部・南部・東北部・浅川・横山北・元八・川口・加住・由井の 9

地区で開設したが、今年度も元横・本町・千人町の3地区が立上げて12地区で情報の提供ができるようになった。

但し、一部は立ち上げたが情報の更新ができていない地区もあり、地区連合会長および地区広報部員の奮起が望まれる。

#### (4) 広報部及び地区広報部の充実強化を図る

広報紙「町自連だより」、ホームページ「町自連」等を含め、具体的な動きにまでは至らなかった。

#### (5) IT化支援策及び高齢者支援策として「パソコン研修会」を引き続き実施

町会自治会活動の「IT化」支援及び高齢者のサロン活動支援策として、東京都「地域の底力再生事業助成」の助成金を受けてパソコン研修会を入門・初級・フォローアップの3コース（2時間×12回）を年間2回開催した。

パソコンもOS「セブン」搭載のノートパソコンを購入し、「セブン」を使った研修会にすることができた。

受講者も、昨年は前期が39名、後期も39名と78名が受講したが、今年は前期が40名、後期が41名と計81名の受講者で前年比3名増となった。

### 5、自治会活動賠償責任保険

町会自治会活動に住民が安心して参加できる保証としての「自治会活動賠償責任保険」に「町自連」が団体加盟したこと、最大の割引が適用されるため、多くの町会自治会が加入しやすくなった。今年度の契約数は161町会（前年比12町会増）65,316世帯（4,317世帯増）となった。

### 6、研修会

町会自治会活動の課題である「活性化」「人材育成」に、市の協力を得て「研修会」を実施。

#### (1) 新任町会長研修会

町会自治会等会長の在任期間が非常に短いため、町会の「必要性」、町会長の「役割」を理解できないままに退任するケースが多い。従って、次期会長に「引き継ぎ」することが不充分な場合がある。

このことから、新任町会長及び役員を対象とした研修会を、行政の協力も得て町自連未加入団体にも呼びかけ平成23年度からはじめた。

2年目の今年は、155団体（前年比6団体増）190名（前年比28名増）の参加を得た。

#### (2) 役員研修会

地区連合会の活動に活かしてもらうことを前提に地区連合会長の研鑽の場として実施している。

今回は、東日本大震災の被災地であるひたちなか市の金山自治会との意見交換を中心に現地視察をおこなった。現地視察では、津波の被災地では建物が流された跡地がそのまままで、「瓦礫」の山が隨所にあるなど、当時を思い起こさせる状況であった。

#### (3) 研修会

毎年いちょうホールを利用して、日常活動に必要な研鑽の場として実施している。この研修会は、従来から町自連未加入町会にも呼びかけて参加してもらっている。今年は、救急時医療・災害時医療に備えて私たちは「何をなすべきか」について「医療情報カード」の活用を含め講演会を実施した。救急時医療については清智会記念病院理事長の横山先生に、災害時医療については東京都の南多摩医療圏災害時医療コーディネーターの東京医科大学八王子医療センター救命救急センター長の新井先生に、緊急時の必要な個人情報と防災活動を中心とした「自分の命・家族の命」を守るために何をなすべきかを学んだ。

## 7、「ゆめおりファンド」に参加

企業等が引越し等で不要となった機材等を、町会等で「有効利用」するため、仲介・斡旋をはじめ、わずかではあるが活用し、町会に感謝されている。しかし、この1年間は機材の入荷が無く、辛抱の1年間となった。

## 8、その他

### (1) 市長との話し合い

9月には、三役会と石森市長との話し合いの場を持った。今後は、定例的な話し合いの場を設けることで合意を見た。詳細は協働推進課と事務局で詰めることなり、年間数回の開催で調整中である。

### (2) 加入促進ハンドブック検討委員会

協働推進課・印刷業者と町自連（会長他3名）3者による、構成・内容の検討及び校正等7～8回の打合せを繰り返し完成させた。更に、この冊子は配布するだけではいけないということで、地区連合会長を中心に、場合によっては三役会が、説明に出向くことで活かすことの重要性を確認した。

### (3) 医療情報カードの取組み

医療情報カードの活用法及び「医療情報カード」用紙の統一化問題等、数回の打合せを開催して事業の推進にあたった。医療情報カードの統一問題は引き続き検討していかなければならない。

## 9、まとめ

この1年間まだまだ不充分な部分はあるものの、一步一歩前進していることは明らかで、これからも「向こう三軒両隣」を基本に、助け合いの組織として活動していくなければならない。

## II. 会議

### 1. 三役会

定例三役会 ⇒ 定例役員会の午前中に開催

### 2、役員会

定例役員会 ⇒ 毎月第2火曜日の午後に開催

平成 24 年 4 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
  - (1) 「日本赤十字社八王子市地区社資」募集への協力依頼・・・健康福祉総務課  
日赤八王子市地区八木委員長
  - (2) 人事異動の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 市民活動推進部協働推進課
  - (3) 「第2回あさかわ写真コンクール」チラシ配布依頼の件・・・・水環境整備課
  - (4) 介護保険制度の説明会について・・・・・・・・・・・・ 介護保険課
  - (5) タウンミーティングの件・・・・・・・・ 総合政策部広聴広報室
2. 平成 24 年度年間計画の件・・・・事務局長
3. 平成 23 年度決算の件・・・・事務局長
4. 設立 10 周年について・・・・会長
5. 専門部関係
  - (1) 総務部・・・・田中部長
    - ① 定期総会の件
    - ② 地区連合会ヒヤリングの件
    - ③ 新任町会長研修会の件
  - (2) 事業部・・・山崎部長
  - (3) 広報部
    - ① 地区連合会ホームページの件・・・事務局長
    - ② 「町自連だより」14号の件・・・平塚部長
6. 都町連報告・・・・事務局長
  - (1) 「東京防災隣組」事業について
  - (2) 交通安全対策に係る要望書の提出について
  - (3) 地域の底力再生事業助成について
  - (4) 大田区総合防災力強化検討委員会報告書の概要
7. 出向者人事の件
  - (1) 行政よりの依頼は 1 件あるが、選任は会長に一任、決定後報告する。
8. 出向者報告
  - (1) 第 10 回八王子市まちづくり審議会報告・・・・田中監事
9. 地区連合会報告
  - (1) 元八カルタ作成について・・・・・・・・・・・・石川元八地区連合会長
  - (2) 「時代まつり」の計画について・・・・・・・・・・・・石川元八地区連合会長
  - (3) 圏央道高尾山インター 3 月 25 日、開通について報告・・・・渡辺浅川地区連合会長
  - (4) 高尾駒木野庭園オープンについて報告・・・・・・・・ 渡辺浅川地区連合会長
  - (5) シルバー人材センターのカーブミラー清掃について・・・・木下東北部地区連合会長
10. その他
  - (1) 夜間パトロール用装備品の配布について

平成 24 年 5 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
  - (1) 「環境フェティバル」の後援依頼と協力依頼・・・・環境フェスティバル実行委員会
  - (2) 「家庭の省エネ」運動参加依頼の件・・・・環境活動センター八王子 エコひろば

- (3) カサド国際チェロコンクールについて ··· カサドチェロコンクール実行委員会
- (4) 生ゴミ資源化モデル事業のお知らせ ··· ごみ減量対策課
- (5) 親切会表彰推薦依頼の件 ··· 協働推進課
- (6) 災害時要援護者避難支援の件 ··· 協働推進課・健康福祉総務課

## 2. 定期総会の件

- (1) 平成 23 年度事業報告 ··· 事務局長より説明。
- (2) 平成 23 年度決算報告
- (3) 監査報告 ··· 田中監事より
- (4) 会則改正及び規程改正 ··· 事務局長より
  - ① 改正点を 現行と改正案対照表により説明。
  - ② 事務局員職務規程改正 報告
- (5) 平成 24 年度事業計画(案) ··· 事務局長より説明。
- (6) 平成 24 年度予算(案) ··· 事務局長より説明。

## 3. 東京都地域の底力再生事業助成応募の件

## 4. 専門部関係

- (1) 総務部 ··· 田中部長
  - ④ 地区連合会ヒヤリングの件
  - ⑤ 新任町会長研修会の件
- (2) 事業部 ··· 山崎部長
- (3) 広報部 ··· 平塚部長

## 5. 都町連報告

## 6. 出向者人事の件

## 7. 出向者報告

## 8. 地区連合会報告

- (1) 平塚横山北地区連合会長より  
新規加入自治会 1 団体あり、2 団体は 25 年度加入予定。

## 9. その他

- (1) 地区交流事業募集の件
- (2) 八幡上町町会 老人クラブ解散についての市長への質問書提出について  
··· 山本 西部第三地区連合会長
- (3) カサドチェロコンクール協賛について

平成 24 年 6 月 12 日(火)

- 1. 関係機関の要請・依頼事項
- 2. 「会員募集」協力依頼 ··· ··· ··· ··· ··· ··· 八王子市社会福祉協議会
- 3. 「高齢者救急医療情報」キット配布依頼の件 ··· ··· 八王子消防署・八王子市
- 4. 定期総会後の体制について ··· 事務局長より説明
  - (1) 役員名簿更新の件
  - (2) 懇親会決算報告
  - (3) 年間計画の件
  - (4) 専門部の分担確認
  - (5) 総会欠席者への資料配布と感謝状の配布
- 5. 町会・自治会長研修会の件 ··· 田中総務部長
- 6. 単位町会・自治会の年間行事計画の提出依頼の件 ··· 事務局長
- 7. 「地区交流事業補助金」申請の件 ··· 事務局長

8. 「自治会活動賠償責任保険」の件・・・事務局長
9. パソコン研修会の件・・・事務局長より
10. 専門部関係
- (1) 総務部・・・田中部長
  - (2) 事業部・・・山崎部長より
    - ① 役員研修会の件
    - (3) 広報部・・・平塚部長
11. 都町連報告・・・事務局長
12. 出向者人事の件 地区連合会長交代者分の後任選出の件
13. 出向者報告
- (1) 5月各出向先出席報告・・・今泉副会長
  - (2) 美しい八王子をつくる会、まちの清掃デー参加お礼・・・細井副会長
  - (3) 川の清掃デー9月2日実施の協力依頼。
  - (4) 「八王子まつり」協賛の各地区連合会1万円を例年通りお願ひする。
  - (5) 学童保育指定管理者選定委員会にての活動報告・・・・・・・山崎監事
  - (6) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・田中監事
14. 地区連合会報告
- (1) 都の地域の底力再生事業補助金の申請・交付状況・・・・・・・加住地区連合会
  - (2) ロンドン五輪出場の中村美里を励ます会について・・・・・・・渡辺副会長
  - (3) 国道16号拡幅工事について・・・・・・・成瀬中央地区連合会長
  - (4) 地区連合会ヒアリングの結果を踏まえ地区にて協議し活動を充実する  
・・・廣元北野地区連合会長
  - (5) 緑町3町会で実施の運動会に都の助成金の申請の可能性について  
・・・中島南部地区連合会長
  - (6) 福島県・宮城県に研修旅行を実施した・・・・・・・町田元八地区連合会長
  - (7) 元八王子 北条時代まつりを企画、都の助成金を申請、受理された。

平成24年7月10日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
- (1) 「不動産街頭無料相談会」回覧依頼の件・・・・・・・東京都宅地建物取引業協会
  - (2) 「電気料金」値上げのお願い・・・・・・・東京電力(株)八王子支社
2. 「平成24年度町会自治会長名簿」貸与の件
3. 行政への要望事項に対する6月議会補正予算の結果と自主財源確保の問題
- (1) 事務交付金について  
世帯割 220円 ⇒ 250円 30円アップ／世帯 平成24年度実施
  - (2) 集会施設整備補助金の改正  
新築・増改築⇒補助基準単 11万円／m<sup>2</sup> ⇒ 14万円／m<sup>2</sup> 3万円アップ  
改修補助基準限度額 200万円 ⇒ 400万円 200万円アップ
  - (3) 町会等公衆街路灯設置管理補助金の改正(町会管理の防犯灯)(LEDへの移行)  
LED型設置補助率 1/2 ⇒ 2/3  
補助限度額 独立柱 29,000円 ⇒ 38,000円 9,000円アップ  
共架柱 20,000円 ⇒ 26,000円 6,000円アップ
- 町自連が行ってきた交渉が実った。  
尚、町自連の自主財源確保の必要性から、成果の一部から、町自連会費の値上げを実施したいので検討してほしい。

4. 「自治会活動賠償責任保険」の契約状況報告。
5. 「地区交流事業補助金」申請の件。
6. 町自連会費徴収の件。
7. 「地区連絡費」支給の件。
8. 専門部関係
  - ( 1) 総務部・・・田中総務部長
    - ① 町会自治会長研修会の件
  - ( 2) 事業部・・・山崎事業部長
    - ① 役員研修会の件
    - ② パソコン研修会の件
  - ( 3) 広報部・・・平塚広報部長
    - ① 広報紙「町自連だより」15号の件
9. 都町連の報告
10. 出向者人事の件
11. 出向者報告  
地域包括センター等運営協議会報告・・・田中監事
12. 地区連合会の報告  
元八地区連合会での活動報告・・・・・・・町田元八地区連合会長
13. その他
  - (1) 八王子まつり協賛金（1地区=1万円）徴収。

平成24年8月14日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
  - ( 1) 「悪徳商法」被害防止のための講演会共催依頼・・・・・・・消費生活センター
2. 「地区交流事業補助金」修正及び追加申請の件
3. 「パソコン研修会」前期開講の件
4. 専門部関係
  - ( 1) 総務部・・・田中総務部長  
24年度町会自治会長研修会アンケート結果について。
  - ( 2) 事業部・・・山崎事業部長に代行して事務局長より説明。
    - ① 役員研修会の件
    - ② パソコン研修会の件
  - ( 3) 広報部・・・平塚広報部長
    - ① 町会行事予定を地区ホームページに反映させる件
    - ② 町自連だより16号トップ記事、「わが町八王子」掲載予定の変更の件。
    - ③ 「町自連だより」掲載の広告についての協力の件。
5. 出向人事の件  
八王子市都市計画マスタープラン検討委員会(新規)委員の依頼。
6. 出向者報告
  - (1) 第63回全関東八王子夢駅伝競走大会第一回運営委員会報告・・・山崎監事
  - (2) 八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会報告・・・・・・・山崎監事
  - (3) 八王子市学童保育所指定管理者選定委員会報告・・・・・・・山崎監事
  - (4) 八王子市認知症高齢者ネットワーク実務者会議報告・・・・・・・田中監事
  - (5) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・田中監事
7. 地区連合会の報告

(1) 元八「北条氏照まつり」の開催について・・・町田元八地区連合会長

8. その他

(1) 「平成23年度町会自治会長名簿」回収の件

(2) 町自連自主財源の問題について

(3) 町自連定例会の休み月の設定について、会長より提案

平成24年9月11日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 「赤い羽根共同募金」等への協力依頼 .....八王子市社会福祉協議会

(2) 「家庭の省エネ運動」夏季の実施状況と冬季の協力依頼...温暖化防止センター・環境政策課

(3) 「夜間パトロール実施状況に関するアンケート」について.....くらしの安全安心課

(4) 「落書き消去活動サポーター育成講習会の開催」について・東京都青少年・治安対策本部

2. 八王子社会福祉協議会授賞式の後援依頼 .....八王子市社会福祉協議会

3. 救急講演会のお知らせ.....八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会

4. 「町会等地区連合会交流事業補助金申請書」精査確認の件

5. 専門部関係

(1) 総務部.....田中総務部長

① 加入促進事業について

(2) 事業部.....山崎事業部長

① 役員研修会の件 平成24年11月14日～15日予定

② 町自連研修会の件:

③ 新年会 平成25年 1月13日(日)に変更する

(3) 広報部.....平塚広報部長

① 「町自連だより」16号の件

6. 都町連の報告

(1) 「常任理事会」報告

(2) オリンピック・パラリンピック2020年東京招致署名活動の件

(3) 個人情報保護制度について

(4) 地域の底力再生事業助成について

(5) 住宅火災による死者の発生防止対策へのご協力について

7. 出向者報告の件

(1) 八王子市社会福祉協議会・理事会報告 ..... 田中監事

8. 地区連合会の報告

(1) 「北条氏照まつり」について.....町田元八王子地区連合会長

9. その他

(1) あきんどクラブ(八王子市商店会の2・3世で作った会)よりの後援依頼の件

(2) 防犯パトロール実施のアンケートの報告を各地区連合会の対応について

(3) シルバー人材センターのカーブミラーの清掃について

平成24年10月9日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 地域商業再生事業アンケート調査の協力依頼 .....八王子商工会議所

(2) 「第4回青年ライブステージ」の回覧依頼の件 (地域限定) ..生涯学習スポーツ部学習支援課

(3) 全関東八王子夢街道駅伝競走大会の協力依頼 ..... 実行委員会事務局

(4) 悪徳商法被害防止啓発講演会の協力依頼 .....八王子市消費生活センター

2. オリンピック招致署名運動について
3. 「町会等地区連合会交流事業補助金申請書」今年度申請締切りの件
4. 専門部関係
  - (1) 総務部・・・田中総務部長
    - ① 町会・自治会加入促進ハンドブック検討状況について
  - (2) 事業部・・・山崎事業部長
    - ① 役員研修会の件・・・
    - ② 町自連研修会の件
  - (3) 広報部・・・平塚広報部長
    - ① 「町自連だより」16号及び17号の件
    - ② 地区連合会ホームページについて・・・事務局長
5. 都町連及び都議会自民党町会・自治会等振興議員連盟意見交換会の報告
  - (1) 都町連常任理事会報告
  - (2) 都議会自民党町会・自治会等振興議員連盟意見交換会の報告
6. 出向者報告
  - (1) 第4回地域包括支援センター等運営協議会報告・・・田中監事
  - (2) 八王子市地球温暖化防止センター報告・・・原田川口地区連合会長
7. 地区連合会の報告
  - (1) 由井地区連合会定例会報告・・・田中由井地区連合会長

平成24年11月13日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
  - (1) 口座振替による納税促進活動について・・・・・・・・・・・・税務部納税課
  - (2) 市街化調整区域及び八王子駅南口周辺まちづくりについて  
・・・・・・・・まちづくり計画部都市計画室
  - (3) 年末年始のごみ収集について 回覧を12月20日前後に町会に配布予定
  - (4) 「東京都子供見守りボランティアリーダー育成講座」受講生募集
  - (5) 商工会議所からのアンケートについて
2. 共催事業「悪徳商法被害防止啓発講演会」参加のお願い・・・八王子消費生活センター
3. 「町会等地区連合会交流事業補助金申請書」2次締切り結果報告
4. 専門部関係
  - (1) 総務部・・・田中総務部長
  - ⑥ 加入促進事業について
  - (2) 事業部・・・山崎事業部長
    - ① 役員研修会の件
    - ② 町自連研修会の件
  - (3) 広報部・・・平塚広報部長
    - ① 「町自連だより」17号について
5. 都町連及び全国自治会連合会大会の報告
  - (4) 署名の中間報告
  - (5) 地域の底力再生事業助成三次締切りの報告
  - (6) オリンピック・パラリンピックの署名活動の取組状況
  - (7) 東京都町会連合会宿泊研修会について
6. 出向者報告の件
  - (1) 八王子市都市計画マスタープラン検討委員会報告・・田中監事

(2) 地域包括支援センター等運営協議会報告 ······ 田中監事

## 7. 地区連合会報告

(1) 11月29日、由井地区連合会定例会開催報告 ······ 田中由井地区連合会長

(2) 横山北地区、10月21日、防災訓練を無事に終了 ··· 平塚横山北地区連合会長

## 8. その他

(1) 11月17・18日、陵南グランドを中心にいとう祭り開催 ··· 渡辺浅川地区連合会長

(2) 新年懇親会のお知らせ ··· 事務局長

(3) パソコン教室24年度後期 現在初級は定員オーバーにつき、調整中。

(4) オリンピック署名中間報告

平成24年12月11日(火)

## 1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 「確定申告のお知らせ」回覧依頼ほか ······ 八王子税務署総務課

(2) 口座振替による納税促進活動について ······ 税務部納税課

(3) 「交通災害共済」加入促進ポスター掲示依頼 ······ 暮らしの安全安心課

(3) 「市民フォーラム・未来を語る」ほか ······ 政策審議室広聴担当

(4) 「地域包括支援センター愛称募集」の件 ······ 高齢者支援課

(5) 八王子市が目指す中核都市について ······ 総合政策部都市戦略室

## 2. 共催事業「悪徳商法被害防止啓発講演会」の報告

## 3. 専門部関係

(1) 総務部 ··· 田中総務部長

① 加入促進マニュアル作成について

(2) 事業部 ··· 山崎事業部長より

① 役員研修会の件 決算報告 ··· 事務局長より

② 町自連研修会の件

③ 新年懇親会の件

④ 後期パソコン研修会募集結果

(3) 広報部 ··· 平塚広報部長より

① 「町自連だより」トップページ「八王子の顔」について

② 町自連だより17号について ··· 平塚広報部長

## 4. 「オリンピック招致署名」報告

## 5. 都町連の報告

(1) 都町連研修会報告 12月2・3日実施、秋間会長・前野事務局長出席。

(2) 都町連12月常任理事会報告

① 2020年オリンピック・パラリンピック東京招致都民決起大会について

② これからのお安全・安心まちづくりを考えるシンポジウムについて

③ ヒヤリ・ハット調査について

④ 地域の底力再生事業助成について

⑤ 都町連新年懇親会について

## 6. 出向者報告の件

(1) 地域包括支援センター等運営協議会報告 ······ 田中監事

(2) 八王子市社会福祉協議会理事会報告 ······ 田中監事

(3) 八王子市都市計画マスタープラン検討委員会報告 ··· 田中監事

## 7. 地区連合会の報告

(1) 由井地区連合会報告 ··· 田中由井地区連合会長

- (2) 南部地区連合会報告・・・中島南部地区連合会長
- (3) 元横地区連合会報告・・・秋間元横地区連合会長
- (4) 秋間会長、11月30日北野地区防災研修会に出席した。

#### 8. その他

- (1) 町自連会費値上げについて・・・町田元八地区連合会長

平成25年1月8日(火)

#### 1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「確定申告」に関する税理士による相談会の開設について・・・八王子税務署総務課
- (2) 民生・児童委員の任期満了に伴う後任の推薦について・・・・・・健康福祉総務課

#### 2. 「オリンピック招致署名」の報告・・・事務局長

#### 3. 専門部関係

- (1) 総務部・・・田中総務部長
  - ① 加入促進ハンドブックの件
- (2) 事業部・・・山崎事業部長を代行して事務局長より報告
  - ① 新年懇親会の件
  - ② 町自連研修会の件
- (3) 広報部・・・平塚広報部長
  - ① 町自連だより17号について

#### 4. 出向者報告の件

- (1) 第2回認知症高齢者ネットワーク実務者会議報告・・・田中監事
- (2) 八王子市まちづくり審議会報告・・・・・・・・・・・田中監事
- (3) 第63回全関東夢街道駅伝競走大会第2回運営会議・・・山崎監事を代行し渡辺副会長
- (4) 八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・・前野事務局長

#### 5. その他

- (1) 市より駅伝の掲示依頼ポスター大きい、A3版に抑えるよう要請して欲しい。
- (2) 八王子市市民活動支援センター 広報紙特集号配布。
- (3) まちむら119号配布。

平成25年2月12日(火)

#### 1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子音楽祭」回覧・ポスター協力依頼の件・・・・ふれあい財団
- (2) 「子ども会に関するアンケート調査」協力依頼の件・・・・児童青少年課

#### 2. 平成25年度地区連合会長名簿の件・・・事務局長

#### 3. 専門部関係

- (1) 総務部・・・田中総務部長
  - ① 加入促進ハンドブックの件
- (2) 事業部・・・山崎事業部長
  - ① 新年懇親会の件
    - △ 会計報告
  - ② 町自連研修会の件
    - △ 当日役割分担について・・・事務局長
- (3) 広報部・・・平塚広報部長
  - ① 「町自連だより」の件

◆ 18号構成案及び作業日程案、説明。

4. 都町連報告・・・事務局長
5. 出向者報告の件
  - (1) 第6回八王子市地域包括支援センター等運営委員会報告・・・田中監事
  - (2) 認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・田中監事
6. その他
  - (1) 自治会活動賠償責任保険の保険金支払状況について
  - (2) 医療情報・安否確認、統一カード作製は事業部にて検討経過報告・・山崎事業部長

平成25年3月12日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子古本まつり」後援及びポスター・回覧協力依頼の件  
・・・八王子古本まつり実行委員会
- (2) 社会奉仕活動「カーブミラー清掃」ほか事業協力依頼の件  
・・・八王子市シルバー人材センター
- (3) 日本赤十字社八王子地区社資募集への協力依頼の件・・・健康福祉総務課

2. 平成25年度町会自治会長名簿作成の件・・・事務局長

- (1) 地区連合会単位、提出用用紙配布。
- (2) 24年度末退任会長名簿提出用紙配布。

3. 専門部関係

- (1) 総務部・・・田中総務部長
  - ① 定期総会の件  
開催日 5月26日(日) エルシーにて決定済みである。  
町自連会費改定の件  
小委員会にて検討する。
  - ② 新任町会長研修会の件  
開催日 6月22日(土) 教育センターにて決定済み。  
詳細については協働推進課と協議のうえ詰めてゆく。
- (2) 事業部・・・山崎事業部長
  - ① 町自連研修会の件  
来場者集計表により説明。・・・事務局長より説明  
決算報告・・・事務局長より説明

4. 都町連報告・・・事務局長

平成25年度「地域の底力再生事業助成」ガイドラインを配布したので活用の事。  
予算1億円から1億5千万に増えた。

5. 出向者報告の件

- (1) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・田中監事
- (2) 八王子市環境マネジメントシステム監査員報告・・・小泉由木地区連合会長

6. 地区連合会の報告

- (1) 原田川口地区連合会長  
24年度地域の底力再生事業助成金の受給を受けて、写真集「川口地区の今」作成  
川口西部町会会館の土地を500万円で取得した。
- (2) 山本西部第三地区連合会長  
西部地区3連合会と千人町地区の統合再編について3月25日市役所会議室に開かれるが当該地区連合会長は知らなかった。

⇒ 町自連の規約に基づき数年前より話が地区内より出ていた、今回地区内で具体化してきたとの事、あくまでも地元の意向であり、多少の行き違いはあったかも知れないが前向きに討議して欲しい。

( 3) 廣元北野地区連合会長

3月9日 長沼小地区内合同で子どもと高齢者中心の避難訓練を八王子消防署北野出張所及び地元消防団の協力のもと実施。

( 4) 田中由井地区連合会長

所属の片倉台自治会館にエレベーター設置工事が終わり1月15日市長を迎えて完成式典を行った。N H K 及び東京都からの取材も受けた。

7. その他

( 1) 事務局職員の件・・事務局長

( 2) 4月9日の定例役員会開催時間を中学校入学式のため次のように変更する。

三役会 13時30分から

役員会 15時から 17時

# 平成24年度 決算報告書

自 平成24年4月 1日  
至 平成25年3月31日

収入総額 12,140,778円  
支出総額 11,763,191円  
差引残高 377,587円

## 収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	会費	2,380,000	2,400,880	20,880	23地区 120,044世帯
2	特別会費	1,960,000	2,131,000	171,000	総会後懇親会(905千円)新年懇親会(865千円)役員研修他(361千円)
3	補助金	4,600,000	4,600,000	0	IT推進200千円、地区交流1400千円、加入促進・広報他3,000千円
4	東京都助成金	980,000	500,000	△ 480,000	地域の底力再生事業助成=パソコン研修 残は精算時
5	保険手数料	370,000	370,000	0	自治会活動賠償責任保険取扱手数料
6	雑収入	765,677	935,575	169,898	受取利息20,880円 パソコン研修受講料819千円 ほか
7	特別預金取崩	500,000	1,000,000	500,000	東京都助成金の精算が4月になるため解約を500千円増額した。
	小計	11,555,677	11,937,455	381,778	
8	前年度繰越金	203,323	203,323	0	
	合計	11,759,000	12,140,778	381,778	

## 支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	総会費	980,000	1,029,286	49,286	懇親会879,640円
2	事業費	1,815,000	1,806,985	△ 8,015	新年懇親会817,970円、パソコン研修講師料他
3	地区交流費	1,400,000	1,377,440	△ 22,560	町会等地区連合会交流事業補助金
4	活動費	5,000	0	△ 5,000	
5	研修費	920,000	1,116,886	196,886	役員研修会・新任町長研修会・全体研修会ほか
6	広報費	2,050,000	1,940,850	△ 109,150	町自連だより(年4回)
7	連絡費	158,000	162,000	4,000	地区連合会内の連絡費
8	会議費	43,000	41,700	△ 1,300	
9	通信・配達費	390,000	503,625	113,625	町自連だより送料含む
10	事務費	470,000	533,702	63,702	
11	人件費	2,247,000	2,013,180	△ 233,820	事務局長他職員2名
12	涉外費	200,000	220,000	20,000	
13	都町連	110,000	142,000	32,000	
14	慶弔費	50,000	25,750	△ 24,250	1件
15	交通費	20,000	18,120	△ 1,880	
16	備品設備費	706,000	710,605	4,605	パソコン643千円、地区連合会HP立上3地区
17	図書・資料費	10,000	12,800	2,800	
18	市返戻金	0	0	0	交流事業補助金返還分
19	雜費	16,127	108,262	92,135	振替手数料他
	小計	11,590,127	11,763,191	173,064	
20	予備費	168,873	0	△ 168,873	
21	次期繰越金	0	377,587	377,587	
	合計	11,759,000	12,140,778	381,778	

## 特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別預金	1,500,000	0	1,000,000	500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	377,763	7,554,829	7,527,897	404,695	期中減には手数料一般会計振替370千円含む
	合計	1,877,763	7,554,829	8,527,897	904,695	

## 繰越金明細

預金	227,465 ⇒ みずほ 207,761円 郵貯 19,704円
現金	150,122
合計	377,587 円

前記の通り決算報告いたします。

会長 松間利久   
会計 平沢忠男 

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成25年4月26日

監事 田中恭慶   
監事 山崎熟介 

## 平成25年度 事業計画（案）

### 【基本的姿勢】

私たち「町自連」は、「向こう三軒両隣」を基本理念とした「隣組」の助け合い組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会自治会等の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。

更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
3. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
4. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
5. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
6. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
7. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
8. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。

### 【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場8項目に対し、今年度の重点事業は下記の通りとする。

#### 1. 組織の拡大強化

- (1) 地区連合会活動について、毎月又は隔月毎の定例会開催を定着させ、地区連

合会活動の活性化に努める。そのために必要な地区連合会の統合・分割も含め有効な方策を検討する。

- (2) 地区連合会活動を活性化させるために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用して推進する。

特に、東京都の「地域の底力再生事業助成」は、地区連合会では上限 100 万円、単位町会で上限 20 万円の事業助成受けられるので事務局に問い合わせて欲しい。

- (3) 加入促進活動について

町会自治会への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を展開するために、市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」を活用し具体的な活動を推進する。

- ① 単位町会・自治会の会員増加に取組む。

「向こう三軒両隣」のつながりを強め「助け合い」の組織強化を図る。

- ② 町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。

- ③ 町自連未加入の町会・自治会連合会等に、町自連への加入を働きかける。

## 2. 町自連の活動を知って貰うための活動を強力に展開する。

「町自連」の活動は、未だに市民の認知度は低く知られていない。私たちの活動をもっと市民に知ってもらうことが、町自連組織の拡大と強化につながり「地域力」の強化につながってくる。そのために次のことに展開する。

### (1) 広報活動の強化

広報紙「町自連だより」及びホームページ「町自連（ちょうじれん）」を通して情報を発信する。情報発信の体制作りのため広報部及び地区広報部の充実強化を図る。

### (2) 広報紙「町自連だより」

- ① 読みやすい紙面、家族ぐるみで読める紙面、を目指し紙面の改善を図る。
- ② 事業報告の記事のほか、事業予告記事を掲載する。
- ③ 身近な地域情報、町会情報を掲載する。
- ④ 経費削減のため広告スポンサーを集めること。

### (3) ホームページ「町自連（ちょうじれん）」

- ① 新しい情報をタイムリーに発信する。
- ② 身近な地域情報、町会情報をタイムリーに地区連合会のホームページで発信する。
- ③ 町会・自治会のホームページをリンクさせる事で見やすくする。

### 3. 町会自治会活動の課題「活動の活性化」について

私たちが抱えている「高齢化に伴う人材発掘」「人材の育成」について八王子市と協働して「研修会」等必要な措置を講じる。そのための町会自治会に対する具体的な支援策についても八王子市と協議を進める。

また、町会自治会活動のIT化支援策として「パソコン研修会」を引き続き開催する。

### 4. 自主財源の確保について

町自連は結成されて10年、この間活動領域を拡大してきた。特に多摩地区で初めての東京都町会連合会（以下「都町連」という）への加入をはじめ、平成17年と平成24年の2度にわたる「事務交付金」の30円増額、行政施策に対する市民の要望を反映させる取り組みなど数多くある。

こうした中で、活動領域の拡大に伴い昨年4月から事務局体制も強化してきた。しかし、一方で大きな課題は財政問題です。平成24年度には「特別会計」の150万円から50万円を取崩し予算執行をせざるを得ない状況にあり、健全財政の確立は喫緊の課題となっている。そこで、平成25年度は、関係者の協力を得ながら、次の取り組みを重視して徹底的に取組んでいきます。

(1) 自主財源確保のために「加入促進ハンドブック」を活用し、町自連未加入団体（240団体）や町会自治会未加入者の「加入促進」を積極的に取組む。加えて、自治会活動賠償責任保険の加入を積極的に呼びかけ加入に結びつけていく。

(2) 八王子市からの補助金は、町自連の要請によって前年度比140万円増額し460万円となったが、引き続き「行政のパートナー」に相応しい補助金の増額を要請する。

(3) 経費の節減と事業の見直しを実施する。

① 地区連絡費（前年実績162千円）は、平成25年度から廃止する。

② パソコン研修受講料（現行9千円）を12千円に引き上げる。

③ 広報費とりわけ「町自連だより」の経費節減を図るため、各地区連合会の全面的な協力により、広告主を確保し、広告収入の拡大に努める。

以上の内容について、町自連は向こう1年間、健全財政確立に向けて全力をあげて取組む。その結果を検証し、町自連会費の値上げを含めた会費のあり方について次年度総会に提起する。

### 5. その他

重点項目は、前4項目だが、その他の継続事業として下記3点を列記する。

(1) 町会自治会活動に、住民が安心して参加できるように「自治会活動賠償責任保険」の普及に努める。

(2) 「ゆめおりファンド」に参加

八王子市と八王子市市民活動協議会が協働運営している「ゆめおりファンド」は、企業の社会貢献活動として備品等を供給し地域活動団体に提供するもので、町会自治会の窓口として受付けることで、少しでも町会自治会の資機材の提供に役立てればと新たに取組むものである。しかし、供給面での厳しさは変わってないので、行政と連携を密にして状況把握に努める。

(3) 東京都町会連合会及び多摩地区連合会との連携について

東京都等の行政情報及び他の連合会情報等をタイムリーに得ることで、連携を強化して町自連の活動に活用していきたい。更に、多摩格差をなくすためにも多摩地区の連合会との連携にも取組む。

# 平成25年度 予算(案)

自 平成25年4月 1日  
至 平成26年3月31日

## 収入の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	会費	2,400,000	2,400,880	△ 880	22地区 12万世帯
2	特別会費	345,000	2,131,000	△ 1,786,000	役員研修会等、懇親会等は独立採算につき経常予算外とした
3	市補助金	4,500,000	4,600,000	△ 100,000	地区交流事業=150万円、加入促進・広報他300万円
4	その他補助金	1,050,000	500,000	550,000	都「地域の底力再生事業助成」助成金24年度精算・25年度新規
5	保険手数料	400,000	370,000	30,000	平成24年度自治会活動保険手数料振替
6	雑収入	937,413	935,575	1,838	パソコン研修受講料、端数調整
7	特別預金取崩	0	1,000,000	△ 1,000,000	
	小計	9,632,413	11,937,455	△ 2,305,042	
8	前年度繰越金	377,587	203,323	174,264	
	合計	10,010,000	12,140,778	△ 2,130,778	

## 支出の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	総会費	155,000	1,029,286	△ 874,286	資料他
2	事業費	1,015,000	1,806,985	△ 791,985	パソコン研修会
3	地区交流費	1,500,000	1,377,440	122,560	申請予告分
4	活動費	5,000	0	5,000	部会等飲み物
5	研修費	980,000	1,116,886	△ 136,886	研修会35万円 役員研修52万円 新人研修3万円
6	広報費	1,960,000	1,940,850	19,150	町自連だより及びホームページ
7	連絡費	0	162,000	△ 162,000	地区連合会内の連絡費
8	会議費	40,000	41,700	△ 1,700	
9	通信・配達費	418,000	503,625	△ 85,625	郵券、町自連だより送料及びインターネット費用
10	事務費	502,000	533,702	△ 31,702	
11	人件費	2,151,000	2,013,180	137,820	事務局関係費用
12	涉外費	200,000	220,000	△ 20,000	
13	都町連	120,000	142,000	△ 22,000	会費50,000他
14	慶弔費	30,000	25,750	4,250	
15	役員交通費	20,000	18,120	1,880	
16	備品設備費	183,000	710,605	△ 527,605	印刷機リースほか
17	図書・資料費	10,000	12,800	△ 2,800	まちむら
18	定期預金	400,000	0	400,000	
19	八王子市返戻金	22,560	0	22,560	
20	雑費	34,440	108,262	△ 73,822	
	小計	9,746,000	11,763,191	△ 2,017,191	
21	予備費	264,000	0	264,000	
22	次期繰越金		377,587	△ 377,587	
	合計	10,010,000	12,140,778	△ 2,130,778	

## 特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	500,000	400,000	0	900,000	郵貯定期預金
2	自治会活動保険	404,695	7,544,762	7,567,524	381,933	65,300世帯
	合計	904,695	7,944,762	7,567,524	1,281,933	

保険の期中の増減明細 世帯数=65,316世帯

保険料=115.54円×65,300世帯=7,544,762円×95% = 7,167,524円

一般会計振替 ⇒ 400,000円

# 八王子市町会自治会連合会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

### (目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織・運営

### (構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

## 第3章 事 業

### (事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

## 第4章 役 員

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 会 長    | 1 名   |
| (2) 副 会 長  | 若 干 名 |
| (3) 会 計    | 1 名   |
| (4) 監 事    | 2 名   |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

### (職 務)

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

## 第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを召集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業報告及び事業計画の審議
  - (2) 決算及び予算の審議
  - (3) 役員の選出
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審

議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

## 第 6 章 事務局

(事務局)

第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。

- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町長等以外から選任することができる。

## 第 7 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第 17 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

- 付則 1. この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。
2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。
  3. この会則は、平成21年5月23日から施行する。
  4. この会則は、平成24年5月27日から施行する。

# 地区連合会規程

第1条 会則第3条1項による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	6
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	11
(7) 西部第一地区連合会	7
(8) 西部第二地区連合会	6
(9) 西部第三地区連合会	8
(10) 本町地区連合会	3
(11) 中央地区連合会	20
(12) 東北部地区連合会	15
(13) 浅川地区連合会	22
(14) 由木地区連合会	19
(15) 横山南地区連合会	25
(16) 横山北地区連合会	22
(17) 元八地区連合会	30
(18) 恩方地区連合会	30
(19) 川口地区連合会	18
(20) 加住地区連合会	14
(21) 由井地区連合会	20
(22) 北野地区連合会	22

町会・自治会数 合計 323

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。
9. 平成20年6月新規加盟脱会集計により修正。

10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正
15. 平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正

# 会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等での添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
  3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成16年5月11日改正5月30日承認

3. 平成17年5月10日改正

4. 平成20年8月12日改正平成21年度より適用する。

# 役員選考委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、会則第7条第1項(2)に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。

## (設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

## (構成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3. 委員長は、会務を統括する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

## (会議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

## (推薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則 この規程は、平成21年4月27日から施行する。

# 専門部規程

## (目的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づき専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

## (専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部

## (職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

- (1) 総務部  
広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。
- (2) 広報部  
広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営を担当するほか情報管理及び広報活動全般を担当する。
  - ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
  - ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
  - ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。
- (3) 事業部  
研修会・懇親会等事業の他、事業に関連するその他事項を担当する。

## (担当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、地区連合会長全員を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 副会長は、各部の担当として関わる。
3. 部長及び副部長は部員の中から選任する。

## (その他)

第5条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成21年9月8日に制定し即日施行する。

2. この規程は、平成22年5月11日改正し即日施行する。
3. この規程は、平成23年6月14日に改正し即日施行する。

## 弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

- (1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
- (2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. この規程は、平成19年3月13日改正

## 表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。
- (2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

- (1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
- (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
- (3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 事務局員職務規程

## (総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

## (事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

## (事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。  
但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。

3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

## (事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。

3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・役員会・部会にも出席するものとする。

4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。

5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。

6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

## (雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

## (勤 務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。

4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。

(1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。

(2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

## (臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当たり実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第8条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。  
2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。  
3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。  
4. 平成24年4月10日改正し、平成24年4月1日に遡って施行する。

## 事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第4条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第3条 通勤費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記の通りとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車及び二輪自動車の場合
  - (1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円
  - (2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円
  - (3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円
  - (4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円
  - (5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円
  - (6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円
  - (7) 18～21km ⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

# 広告の取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

## (広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。ただし、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

## (掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであつて、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

## (広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

## (広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

## (広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

## (掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

## (広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込むものとする。

## (広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿

を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第 14 条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成 18 年 10 月 10 日に制定し、即日施行する。

2. 平成 19 年 7 月 10 日改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

## ホームページのメンテナンス規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対象)

第 2 条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第 3 条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000 円とする。尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第 4 条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

(1) 立会い費用 1,500 円／回

(2) 作業費用 3,000 円／回

2. 地区連合会の場合は、年間 4 回まで町自連の負担とする。

(容量)

第 5 条 一回当たりのメンテナンス容量は、A4(写真込)換算で 5 枚以内とする。尚、多い場合は

別途相談することとする。

(保存期間)

第5条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則 この規程は、平成20年4月8日に制定し、即日施行する。

2. 平成20年8月12日に改定し、即日施行する。

## ホームページの倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町自連ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守るべき基準について定める。

(目的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第3条 広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第4条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第5条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 役員会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第6条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成20年11月11日に制定し即日施行する。

# 町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

## (地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

## (交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

## (対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

## (算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

## (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

## (交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

## (補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

## (補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第5条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

## (補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

## (取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第13条 会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則 この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。

2. 平成20年11月11日に改定し、即日施行する。

## 平成24年度 審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署名
	【行政審議会・委員会】		
1	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
2	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
3	八王子市生活安全対策協議会	1	生活案全部暮らしの安全安心課
4	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活案全部暮らしの安全安心課
5	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
6	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
7	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
8	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	八王子市保健所保健総務課
9	八王子市こども政策推進協議会	1	こども家庭部こどものしあわせ課
10	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路事業部交通事業課
11	八王子市交通安全対策協議会	1	道路事業部交通事業課
12	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
13	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
16	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部国際交流課
17	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	東浅川保健福祉センター
18	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	環境部ごみ減量対策課
19	八王子市まちづくり審議委員会	1	市街地調整課
20	八王子市地域公共交通会議	1	まちづくり計画部交通政策室
21	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	環境部ごみ減量対策課
22	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
23	八王子市市史編纂審議会	1	総合政策部市史編纂室
24	八王子市地域保健福祉推進協議会	1	健康福祉部健康福祉総務課
25	八王子市行財政改革推進審議会	1	行政経営部行革推進課
26	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
27	八王子市市民参加推進審議会	1	総合政策部政策審議室
28	八王子市地域包括支援センター等運営協議会	1	健康福祉部高齢者支援課
29	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部
30	八王子市保健所協議会	1	保健所保健総務課
31	認知症高齢者ネットワーク会議	1	健康福祉部高齢者支援課
32	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境部環境政策課
33	八王子市障害者自立支援協議会	1	健康福祉部障害者福祉課
34	八王子市景観審議会	1	まちなみ整備部市街地調整課
35	八王子市消費生活審議会	1	消費生活センター
36	八王子市環境マネジメントシステム監視員	1	環境部環境政策課

## 平成24年度 審議会・委員会等委員の参加状況

## 平成24年度 審議会・委員会等委員の参加状況